

●香川県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を、平成19年10月23日認定したので、次のとおり告示する。

平成19年10月30日

香川県労働委員会

- 1 地方公営企業の名称 香川県病院局
- 2 組合の名称 香川県病院局職員労働組合
- 3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤務箇所	職名
本 庁	局長、課長、副課長、主幹、予算・人事・給与・サービス・労働関係又は経営改革の事務を担当する課長補佐、予算・人事・給与・サービス又は労働関係の事務を担当する副主幹、人事・給与・サービス又は労働関係の事務を担当する主任、主任主事及び主事
病 院	院長、副院長、事務局長、事務局次長、庶務課長、業務課長（中央病院に置かれるものに限る。）、主任部長、部長、医長、薬剤部長、主幹、副薬剤部長、看護部長、副看護部長（労働関係の事務を担当するものに限る。）
がん検診センター	所長、事務局長、事務局次長、主任部長、部長、医長、看護部長
白鳥病院附属津田診療所	所長、事務長